

## 傍 聴 要 領

### 利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

#### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

#### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 会 議 開 催 案 内（公開）

利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

令和6年7月25日

利用型社会福祉施設指定管理者選定委員会

1 開催日時

令和6年7月31日（水）13：00～15：00

2 開催場所

県庁9階会議室

3 議題

- （1） 指定管理者制度及び各利用型社会福祉施設の概要について
- （2） 募集要項（案）について
- （3） 管理運営業務仕様書等（案）について
- （4） 第2回選定委員会の進め方について

4 傍聴定員

10人

5 傍聴手続

- （1） 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
- （2） 受付開始時間は当日12時45分からです。
- （3） 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 問い合わせ先

盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部地域福祉課 019-629-5481

7 アドレス

[岩手県ホームページ](http://pref.iwate.jp) [トップページ](#) (pref.iwate.jp)

トップページ> 県の組織> 組織から探す> 保健福祉部> 地域福祉課